

英国会計基準における資産の認識中止に関する会計基準

—「リスク・経済価値」規準と「結合表示」の導入根拠—

The Basis of the Risk-Rewards Criteria and Linked
Presentation on Accounting Standards for Derecognition
of Assets under UK GAAP

威 知 謙 豪

Norihide TAKECHI

目 次

- I. はじめに
- II. 先行研究のレビューと採用する研究方法
 - 1. 先行研究のレビュー
 - 2. 採用する研究方法
- III. 英国会計基準委員会による資産の認識中止に関する会計基準の設定をめぐる検討内容
 - 1. 専門通牒第603号「オフバランス金融と粉飾」の考え方
 - 2. 英国会計基準委員会による当初の検討内容
 - 3. 英国会計基準委員会による公開草案の公表に向けた検討内容
 - 4. 標準会計実務書公開草案第42号「特殊目的取引の会計」における資産の認識中止の考え方
 - 5. 標準会計実務書公開草案第49号「取引の実質の資産および負債への反映」における資産の認識中止の考え方
- IV. 英国会計基準審議会による金融資産の認識中止に関する会計基準をめぐる検討内容
 - 1. 「証券化の会計処理に関する提言」の考え方
 - 2. 「証券化の会計処理」の考え方（結合表示の提案）
 - 3. 財務報告基準書第5号「取引の実質の報告」における資産の認識中止と結合表示の関する考え方
- V. おわりに —リスク・経済価値による金融資産の認識中止規準と結合表示の導入根拠—
- 参考文献

* 経営総合学科－会計学

Department of Management Synthesis – Accounting

I. はじめに

英国会計基準審議会（ASB: Accounting Standards Board）は、1994年4月に公表した財務報告基準第5号「取引の実質の報告」（ASB. 1994）において、リスクと経済価値の移転を資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方とするとともに、一定の要件を満たす場合には結合表示（linked presentation）を適用することとした。FRS第5号が採用したリスクと経済価値の移転を金融資産の認識中止の基礎とする考え方や結合表示は、国際会計基準審議会（IASB: International Accounting Standards Board）による金融資産の認識中止の見直しをめぐる検討の際や、わが国の企業会計基準委員会による金融資産の認識中止に関する会計基準の見直しにあたって送付されたコメント・レターにおいて現在でも言及されることがある。

本論文では、ASBやその前身の会計基準設定主体である英国会計基準委員会（ASC: Accounting Standards Committee）が実施した資産の認識中止に関する会計基準の設定経緯を整理し、ASCおよびASBがリスクと経済価値の移転を資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方として提案ないし採用した根拠と、結合表示を導入した根拠について考察する。

II. 先行研究のレビューと採用する研究方法

1. 先行研究のレビュー

ASCおよびASBが、リスクと経済価値の移転を金融資産の認識中止の基礎となる考え方として提案ないし採用することとした根拠や、結合表示の設定根拠に言及した先行研究に、辻（1994）、Pong（1999）、Rutherford（2012）がある。

辻（1994）は、1985年12月に英国勅許会計士協会（ICAEW: Institute of Chartered Accountants in England and Wales）が公表した専門通牒第603号「オフバランス金融と粉飾」（ICAEW. 1985）から、ASBが1993年3月に公表した標準会計実務書公開草案第4号「取引の実質の報告」（ASB. 1993）までに公表された公開草案を検討した先行研究である。検討の結果、ASCを含むASBや国際会計基準委員会（IASC: International Accounting Standards Committee）による資産の認識中止に関する当初の公開草案や、イングランド銀行（BoE: Bank of England）による当初の規定は、リスクと便益（または経済価値）が完全に他に移転したか否かによって資産全体の認識中止を判断するとしていたものの、その後の改訂によって、リスクと便益（または経済価値）の一部分が移転した場合においても当該一部分の資産の認識中止を認めることになったという共通点があることを指摘している。

Pong（1999）は、会計専門職と法律専門職との間での論争を検証するという観点

から、ASCによるオフバランス金融（資産の認識中止を含む）に関する会計基準設定について検討をしている。その結果、ASCは取引の実質という法的規定に影響されにくい意思決定有用性を重視する立場を採用し、英国法曹協会は厳格な法的解釈の採用を支持しており、これは、異なる専門的な知識ベースとアプローチから派生したものであり、財務会計の目的について相反する前提に基づくものであったことを指摘している。

Rutherford (2012) は、ASCによる会計基準設定について包括的に検討した研究成果である。Rutherford (2012) は、第10章「Losing Steam? 1985-1990」において、ASCが1988年3月に最初の公開草案を公表した時点の英国では資産と負債に関する権威ある合意が存在しなかったが、国際会計基準委員会（IASC: International Accounting Standards Committee）の概念フレームワーク（IASC, 1989）を用いることによって、1990年5月公表の2度目の公開草案では、より明確で論理的に構成された考え方を提案することが可能になったと指摘している。

ただし、これらの先行研究は、ASCおよびASBが、リスクと経済価値の移転を資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方として採用または採用を提案した根拠については限定的な言及がなされるに留まっている。また、ASBが1991年10月と1992年11月に公表した証券化の会計に関する2つの提案文書に言及しておらず、ASBが結合表示を導入した背景やその根拠についての考察は行われていない。

2. 採用する研究方法

ASCやASBによる会計基準の設定・公表のプロセス（以下、デュープロセス）を整理すると〔表1〕のとおりである。このように、ASCおよびASBは会計基準の設定にあたり、討議のための複数の文書を公開草案の公表以前の期間に作成することを規定している。これらの文書は、今後の審議にあたっての基本的な方向性を示したものである。したがって、ASCやASBがリスクと経済価値の移転を金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方として提案・採用した根拠や、結合表示を採用した考察するためには、審議議題とされた時点から公開草案公表前までの期間（〔表1〕の第1段階から第3段階）の審議内容を中心に検討する必要がある。

そこで、本論文では、上述した先行研究のほかに、公開草案の公表以前に作成された討議用の内部文書、公開草案、確定版の基準書といった1次資料¹と、ASCおよびASBの機関誌や会計専門誌の記事等の2次資料に依拠して、ASCおよびASBがリスクと経済価値の移転を資産の認識中止に関する会計基準の基本的な考え方として提案・採用した根拠と、結合表示を採用した根拠について考察する。なお、ASCおよびASBによるこれらの考え方の採用の提案は、1980年代後半のプロジェクト発足から1994年4月公表のFRS第5号までの時点であることから、本論文では、当該期間を検

討の対象期間としている。

〔表1〕 ASCとASBのデュー・プロセス

本論文における デュー・プロセスの区分	各区分における 主な審議内容（ASC）	各区分における 主な審議内容（ASB）
第1段階	・ テーマの選定 ・ 調査研究の委託・実施 ・ 問題点の整理	・ ASB によるトピックス選定のための調査 ・ トピックス選定のための外部団体の意見聴取 ・ トピックスの選定
第2段階	・ 作業委員会の編成 ・ ASC への第1次フィード・バック	・ ASB スタッフによる作業プログラムの作成（国内・国外の基準・実務及び各種文献の調査研究を含む）
第3段階	・ 作業委員会による草案作成とASC への意見照会 ・ ASC による草案の検討	・ 討議文書（ディスカッション・ドキュメントおよびディスカッション・ペーパー）の作成と各種関係団体への送付 ・ 討議文書（ディスカッション・ドキュメントおよびディスカッション・ペーパー）に関するコメントのフィード・バック ・ ASB による草案の検討
第4段階	・ 公開草案の発表 ・ コメントの要約と将来計画の決定 ・ 作業委員会による草案修正と意見照会のための会合 ・ ASC による基準案の検討	・ 財務報告基準の公開草案の公表 ・ 公開草案に対するコメントのフィード・バック ・ 公開草案の修正と参考意見聴取のための会合 ・ ASB による基準案の作成
第5段階	・ ASC は承認した基準案を会計団体合同諮問委員会(CCAB: The Consultative Committee of Accountancy Bodies)^(注)の各理事会へ送付し、当該基準案を確定基準として承認するよう勧告 ・ CCAB の各理事会による基準案の検討と承認 ・ CCAB の各理事会による会計基準の発表	・ 英国財務報告評議会(FRC: Financial Reporting Council)へ送付 ・ FRC による基準案の検討と承認 ・ ASB による基準書の公表

注: CCAB は、 イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants in England and Wales)、 スコットランド勅許会計士協会(ICAS: Institute of Chartered Accountants of Scotland)、 アイルランド勅許会計士協会(ICAI: Institute of Chartered Accountants in Ireland)、 英国勅許会計士協会(ACCA: Chartered Association of Certified Accountants)、 英国勅許管理会計士協会(CIMA: Chartered Institute of Management Accountants)、 英国勅許公共財務会計協会(CIPFA: Chartered Institute of Public Finance and Accountancy)の6 団体により構成される（田中. 1993. p. 91）。

出所: 田中. 1993. pp. 101-104, 企業財務制度研究会. 1994. p. 26 を基に作成。

¹ ASCの1980年代から1990年8月までの審議資料とASBの1990年代の審議資料については、ICAEW 所蔵資料とマンチェスター大学図書館（University of Manchester Library）が管理するASCアーカイブ（Accounting Standards Committee Archive）より入手した。

Ⅲ. 英国会計基準委員会による資産の認識中止に関する会計基準の設定をめぐ る検討内容

1. 専門通牒第603号「オフバランス金融と粉飾」の考え方

英国では、1980年代後半にオフバランス金融（Off-Balance Sheet Finance）の利用が大幅に増加した。この背景について、田中（1991. p. 93）は、（1）銀行の監督機関であるイングランド銀行（BoE: Bank of England）が英国内の銀行に対して自己資本比率を引き上げるよう規制を強化したことを契機として、各銀行は当該規制を回避する目的でオフバランス金融を利用し始めたこと、（2）一般事業会社は負債比率を良く見せる目的でオフバランス金融を実施したこと、の2点を挙げている。

このような状況の下で、イングランド銀行は、ASCに対してオフバランス金融に関する会計基準の早急な検討を要請したものの、ASCのデュー・プロセスで求められるタイムテーブルとは適合しなかったことから、ICAEWの技術委員会による専門通牒（Technical Release）として当面の指針を作成することが合意された（Rutherford. 2007. p.260）。この合意後、ICAEWの技術委員会は、1985年半ばに粉飾およびオフバランス金融に関する作業部会を設置し、1985年12月に専門通牒第603号「オフバランス金融と粉飾」（Technical Release 603, *Off-Balance Sheet Finance and Window Dressing*）（ICAEW. 1985）（以下、TR第603号）を公表した（Rutherford. 2007. p.260）。

TR第603号は、オフバランス金融について、「法的要求事項や既存の会計慣行の下では、一部または全部が貸借対照表に計上されない資金調達や借り換え」と説明している。（TR第603号, para. 5）、その上で、同号は、オフバランス金融の例として、（1）非子会社従属会社（Non-subsidiary dependent companies）、（2）買戻条件付の製品売買、（3）製品の委託販売、を挙げている（TR第603号, appendix A）。粉飾については、「企業の財務諸表が、その財政状態について誤解させるまたは偏った印象を与えることを目的とする取引」と説明し、（1）循環取引の実施、（2）子会社による優先株式の発行による資金調達、（3）決算期直前の資産売却と決算日以後の買戻し、の3つの事例を挙げている（TR第603号, para. 5）。

TR第603号は、財務諸表の作成者に対して、法律や標準会計実務書（SSAP: Statement of Standard Accounting Practice）では具体的な対処がなされていないオフバランス金融や粉飾決算を含むスキームやアレンジメントに直面した場合に、「真正かつ公正な概観を提供する財務諸表において、その取引の本質と適正な会計処理を判断する際には、単なる法的形式ではなく、取引の経済的実質を考慮しなければならない」（TR第603号, para. 17）とする。特に、オフバランス金融については、

TR第603号は、「企業が資産の所有に伴うものと実質的に同じ経済価値 (rewards)²を得る権利を有し、かつ、実質的に同じリスクに晒されていること」を根拠として、契約に基づく債務を貸借対照表に計上することを求めている (TR第603号, para. 11)。

このように、TR第603号は、資産の認識中止の判断に関する具体的な要件を挙げてはいないものの、「資産の保有に伴うリスクと経済価値が帰属する者が当該資産を貸借対照表上で当該資産を認識する」という原則を提示し、この原則に準拠することによって、オフバランス金融や粉飾のスキームの取引の実質を財務諸表上に反映させること (資産の認識中止の判断を行うこと) を求めている。

2. 英国会計基準委員会による当初の検討内容

ICAEWによる専門通牒第603号の公表後、ASCは1987年3月にオフバランス金融をASCの審議事項とすることを合意した (Rutherford. 2012. p.260)。この合意後、ASCは同委員会内に設置した作業部会において検討を進め、1987年6月開催のASC理事会において、作業部会が作成した原案を支持することを合意した (ASC. 1987a. p.1)。

この原案は、権利や経済価値、リスク、義務の再結合を伴う取引はその実質の判断が困難となる場合が生じるため、このような取引については資産を将来起こりうる経済的便益、負債を将来起こりうる犠牲という観点から定義し、これらの定義が複雑な取引の分析に与える影響を説明することで対処することを提案している (ASC. 1987a. p.1)。具体的には、金融資産 (原文では株式を例として挙げている一筆者改変) を第三者へ売却し、売却した金融資産から生じる便益 (benefits) を引き続き支配できるような仕組みとなっている場合には、当該金融資産の売却取引は借り換えに過ぎず、金融資産を引き続き貸借対照表に計上するべきとしている (ASC. 1987a. p.1)。

1987年8月11日付の論点提示書「資産および負債の説明」 (*Point Outline of Explanatory Note on Assets and Liabilities*) (ASC. 1987b) (以下、1987年8月ASC論点提示書) は、資産の認識中止の判断にあたって、将来の便益が処分されたかどうか、および支配が移転したかどうかを検討する際には、関連するリスクが企業から取り除かれているかどうかを考慮することが重要であるとする (1987年8月ASC論点提示書, para. 15)。なお、1987年8月論点提示書は、支配の要素として「報告企業がその資産からの便益を得ることができ、かつ当該便益への他者のアクセスを支配できること」 (1987年8月ASC論点提示書, para. 7) としていることから、ここでいう支配とは、便益の獲得と便益への他者のアクセスを制限できることを意味する。その上で、1987年8月ASC論点提示書は、非貨幣性資産の譲渡にあたり、便

² 主にICAEWは経済価値 (rewards)、ASCおよびASBは便益 (benefits) という用語を用いている。これらに差異を見出すことはできないが、本論文では、引用部分では経済価値、あるいは便益という用語をそれぞれ使用し、それ以外の箇所では経済価値と表記する。

益に対する支配が譲渡人により留保されている場合には、当該譲渡資産と譲渡の対価を負債として引き続き計上することを求めている（1987年8月ASC論点提示書, para. 19）。ただし、1987年8月ASC論点提示書は、住宅ローン債権の証券化取引では当該住宅ローンは譲渡人の貸借対照表から削除されるべきとしている（この点について、1987年8月ASC論点提示書は特段の説明はしていない）（1987年8月ASC論点提示書, para. 18）。

このように、ASCは、1987年8月ASC論点提示書において、住宅ローン債権の証券化取引については特段の理由を付すことなく、譲渡人は発行体（証券化商品の発行体、すなわち特別目的事業体（SPE: Special Purpose Entities）を意味する）に譲渡した住宅ローン債権を認識中止するとしているものの、全体としてはその検討当初の時点より、譲渡した資産に関連するリスクと経済価値が譲渡人から取り除かれた場合に当該譲渡資産を認識中止し、リスクと経済価値が譲渡人に留保されている場合には当該譲渡資産を引き続き譲渡人の貸借対照表に計上することを提案している。

3. 英国会計基準委員会による公開草案の公表に向けた検討内容

1987年8月ASC論点提示書の公表後、ASCは引き続きオフバランス金融に関する検討を実施し、1987年9月25日付の内部向け草案「資産および負債」（*Assets and Liabilities*）（ASC. 1987c）（以下、1987年9月ASC草案）において、資産（同草案は、金融資産と非金融資産を区別していない）の認識中止の原則として、「資産は、便益を放出もしくは失わせる取引または事象が発生する、または、企業による資産に対する支配が取り除かれるまで資産であり続ける」とすることを提案している（1987年9月ASC草案, para. 21）。なお、1987年9月ASC草案は、上記の「支配」についても1987年8月ASC草案と同様に、便益の獲得と便益へのアクセスを制限できることとしている（1987年9月ASC草案, para. 18）。この提案内容は、後述する標準会計実務書公開草案第42号（ASC. 1988b）や2度目の公開草案である標準会計実務書公開草案第49号（ASC. 1990）へと踏襲されることとなる。

さらに、ASCは、「資産および負債」とした従来の表題案に代えて、1987年12月16日開催のASC理事会に先立ってASCの各委員へ配布した1987年12月9日付の内部向け草案において、「特殊目的取引の会計」（*Accounting for Special Purpose Transactions*）（ASC. 1987d）（以下、1987年12月ASC草案）という表題を用いている。この点について、ASCの作業部会は1987年12月ASC草案とともに配布した説明資料（*Report to the ASC by The Working Group Party on Off-balance Sheet Finance*）（ASC. 1987c）において、（1）この提案が一般企業に向けられていないことを明確にすること、（2）ASCが公式な「概念書」を発表する意味合いを持たせないようにすること、（3）被支配非子会社（controlled non-subsidiaries）への言及

を当該文書内で維持できるようにすること、の3点のためであるとしている（ASC. 1987c）。また、ASC（1988a）は、1988年3月公表予定のオフバランス金融に関する公開草案の基本となる枠組みについて、「特定のスキームに対する特定の会計処理と開示を規定しようとするのではなく、『特殊目的取引』として識別されるオフバランス金融の問題に一般的レベルで対処する」と説明している（ASC. 1988a. p.1）。

1987年12月ASC草案は、1987年9月ASC草案と同様に、資産の認識中止の原則として、「資産は、便益を放出もしくは失わせる取引または事象が発生する、または、企業による資産に対する支配が取り除かれるまで資産であり続ける」とすることを提案している（1987年12月ASC草案, para. 21）。なお、ASCは、1987年8月ASC論点提示書では、譲渡人は譲渡した住宅ローン債権を認識中止することを提案していたものの、1987年12月ASC草案では、同草案本文で証券化取引に関連する各種のリスクを例示し、例示したリスクの複合的な効果がオリジネーターにとって重要なリスクまたは便益となる場合には、発行体へ譲渡した住宅ローン債権を引き続き譲渡人が計上することを求めている。

このように、ASCは、オフバランス金融に関する会計基準の設定に向けた検討にあたり、1987年の検討当初の時点から引き続いて、リスクと経済価値という観点から資産の認識中止の判断を行うとすることを検討している。

4. 標準会計実務書公開草案第42号「特殊目的取引の会計」における資産の認識中止の考え方

ASCは、1988年3月に標準会計実務書公開草案第42号「特殊目的取引の会計」（Proposed Statement of Standard Accounting Practice, Exposure Draft 42, *Accounting for Special Purpose Transactions*）（ASC. 1988）（以下、1988年公開草案第42号）を公表した。

1988年公開草案第42号は、特殊目的取引（Special Purpose Transaction）³を「取引から生じる便益と義務を結合もしくは分割し、これにより取引の構成要素を別々のものと捉えるか、あるいは、全体として1つの取引として捉えるかによって、会計処理の方法や時点が異なりうる取引」（1988年公開草案第42号, preface 1.2, para. 56）と定義する。その上で、同公開草案は、特殊目的取引は多くの場合、適切な会計処理、特に企業の資産及び負債へもたらす影響を識別することが困難であると指摘

³ Rutherford（2007. p.262）は、ASCが特殊目的取引という用語を不謹慎な目的（unscrupulous purpose）という意味で用いることとした背景について、EITFが1984年に公表したEITF第84-26号「特別目的借入のディフィーザンス」（*Defeasance of Special-Purpose Borrowings*）やEITF第84-30号「特別目的事業体への債権売却」（*Sale of Loans to Special Purpose Entities*）において、特別目的借入（Special Purpose Borrowing）とSPE（Special Purpose Entities）という用語が用いられたことによると説明する。

する（1988年公開草案第42号, preface 1.2）。

このような性質を有する特殊目的取引について、1988年公開草案第42号は、特定の取引形態に関連した詳細なガイダンスを提供することに代えて、様々な状況に適用することが可能である一般的ガイダンスを設定することを提案している（1988年公開草案第42号, preface, 1.10, 1.11）。この提案の根拠として、同公開草案は、(1) 高度で急速に変化するビジネス分野のあらゆる発展に包括的に対応するためにASCが詳細な規則を提供することは非現実的であること、(2) 新しいケースをアド・ホックに処理するよりも、最初に原則を策定した方がより優れた一貫性のある認められた実務に関するシステムを発展させることができると考えられること、の2点を挙げている（1988年公開草案第42号, preface, 1.11）。

その上で、1988年公開草案第42号は、資産の認識中止の原則について、「資産は、便益を放出もしくは失わせる取引または事象が発生する、または、企業による資産に対する支配が取り除かれるまで資産であり続ける」とすることを提案している（1988年公開草案第42号, para. 21）。ここで、同公開草案は、「支配とは、将来の便益を得る能力、または対価を支払わなければ利用できないようにするなど他者による便益の利用を制限する能力」と定義している（1988年公開草案第42号, para. 18）。つまり、1988年公開草案第42号が示す「資産に対する支配の喪失」とは、資産から生じる便益に着目したものとなっている。

加えて、1988年公開草案第42号は、特殊目的取引の具体的なケースとして、ファクタリング、非貨幣性項目、セール・アンド・リースバック、委託商品、債権の証券化、サブ・パーティシペーション、未履行契約の7つの取引を挙げ、同公開草案が提案する原則の運用指針を示している（1998年公開草案第42号, paras. 36-49）⁴。これらの運用指針のうち、債権の証券化に関する指針についていえば、1988年公開草案第42号は、証券化された住宅ローン債権に関連するリスクとして〔表2〕に示す5つの例を挙げ、これらの複合的な効果がオリジネーターにとって重要なリスクまたは便益となる場合には、譲渡人であるオリジネーターは、住宅ローン債権のポートフォリオを発行体の支払額に対応する負債とともに引き続き貸借対照表上に計上することを求めている（1988年公開草案第42号, para. 45）。

このように、1988年公開草案第42号は、企業による資産に対する支配が取り除かれる場合に当該資産を認識中止するとしているが、その内容は、資産から生じる便益の有無に着目したものとなっている。また、同公開草案の具体的指針では、リスクと便益が重要である場合には、譲渡人が引き続き資産を認識すること（認識中止しないこと）を求めている。すなわち、1988年公開草案第42号は、リスクと経済価値の移

⁴ なお、後述する標準会計実務書公開草案第49号（ASC, 1990）とは異なり、1988年公開草案第42号はこれらの具体的なケースについて基準書案の本文に記載している。

転を資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方とすることを提案しているのである。

〔表2〕 1988年公開草案第42号が示す住宅ローン債権の
証券化において考慮すべきリスクの例

リスクの例	リスクの例の内容
不良債権 リスク	通常、第三者に保険をかけるか、劣後債を発行して対処する。
返済回収 の遅延	オリジネーターは、債務不履行には至らない程度のキャッシュ・フローの不足を発行体に補填することを約束することが多い。
ベースス ・リスク	債券の支払金利（通常、LIBORを参照する）は、住宅ローン債権の受取金利と正確に一致することはほとんどない。商業上の圧力により、それぞれの金利が大きく乖離することもある。このような金利差は、通常、オリジネーターが負担するか、またはオリジネーターに発生する。
再投資 リスク	住宅ローン債権の返済によって蓄積された現金は、ローン・ノートの償還期限が来るまで再投資しなければならない。再投資で得られる金利とローン・ノートで支払われる金利の差は、オリジネーターの費用または利益になる可能性がある。住宅ローン債権の繰り上げ返済の可能性は、このリスクをさらに高める可能性がある。
管理 リスク	オリジネーターは、通常、手数料を受け取って住宅ローン債権の管理を継続しているため、過失による訴訟の可能性だけでなく、債務者（または特定の債務者）に影響を与える経済状況が急に悪化した場合には、返済義務を緩和するよう公的な圧力を受ける可能性がある。

出所: 1998 年公開草案第 42 号, para. 44 を基に作成。

5. 標準会計実務書公開草案第49号「取引の実質の資産および負債への反映」における資産の認識中止の考え方

1988年公開草案第42号の公表後、ASCは同公開草案に対して提出されたコメント・レターを検討した上で、1990年5月に2度目の公開草案として標準会計実務書公開草案第49号「取引の実質の資産および負債への反映」(Exposure Draft 49, *Reflecting the Substance of Transactions in Assets and Liabilities*) (ASC, 1990) (以下、1990年公開草案第49号) を公表した。1990年公開草案第49号は、1988年公開草案第42号が提案した特殊目的取引という用語に代えて、「その真意や商業的效果がすぐには分からないような新しい取引の形態」(1990年公開草案第49号, para. 1) や「企業の資産と負債に及ぼす影響を識別することが困難な方法で、権利と義務を結合または分割する取引」(1990年公開草案第49号, paras. 4-5) という表現を用いている⁵。

⁵ 1990年公開草案第49号は、1988年公開草案第42号ではオフバランス金融を伴う取引に適用されるものであり、大多数の取引の変更につながる可能性は低いことを強調するために「特殊目的取引」という用語を用いたものの、この点については現時点で十分な理解を得ていることを理由として、「特殊目的取引」に関連する記述を削除したと説明している (1990年公開草案第49号, preface 2.4)。

1990年公開草案第49号は、1988年公開草案第42号と同様に一般的アプローチを採用している（1990年公開草案第49号, para. preface 2.1）。また、同公開草案は、資産の認識中止に関する原則についても1988年公開草案第42号と同様に「資産は便益を放出もしくは失わせる、または、企業による支配が取り除かれる取引または事象が発生するまで資産であり続ける」とすることを提案している（1990年公開草案第49号, para. 18）⁶。

その上で、1990年公開草案第49号は、1988年公開草案第42号が同公開草案の本文中で挙げていた具体例をアプリケーション・ノートへ移すとともに、その説明と分析の内容の拡張を図っている。具体的には、委託商品、買戻条件付売買契約、債権のファクタリング、証券化された不動産ローン、ローン債権の譲渡の5つの取引について、資産の認識中止の判断にあたって考慮すべき事項を挙げている。この点について、1990年公開草案第49号は「将来開発される可能性のある取引に対して、基準を更新することを可能にする利点がある」と説明する（1990年公開草案第49号, preface, 4.1）。1990年公開草案第49号がアプリケーション・ノートにおいて示した具体例のうち、証券化された不動産ローン債権の認識中止の要件と譲渡したローン債権の認識中止の要件は、〔表3〕および〔表4〕に示すとおりである。

このうち、証券化された不動産ローン債権の認識中止については、資産の認識中止の判断に関する要件のほか、譲渡先である発行体の連結要否の判断に関する要件も示されている。これらの具体例について、1990年公開草案第49号は、BoEが1989年2月に公表した銀行監督指針「ローン債権の譲渡および証券化」(*Loan Transfers and Securitisation*) (BOE, 1989) と密接に対応していると説明する（1990年公開草案第49号, paras. D10 footnote, E11 footnote）。すなわち、ASCは、BoEの銀行監督指針との類似性を1990年公開草案第49号における資産の認識中止に関する提案内容が支持されうる根拠の1つとしている。

このように、1990年公開草案第49号は、特殊目的取引という用語の利用を取り止めたものとしたものの、1988年公開草案第42号と同様に、リスクと経済価値の移転を資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方とし、個別の取引についての資産の認識中止に関する要件の拡充を図っている。

⁶ 正確には、「資産の見かけ上の売却は、単なる借り換えとして扱われるべきである」という最後の一文が削除されている。

〔表3〕証券化された住宅ローン債権の認識中止と発行体の連結に関する要件
(1990年公開草案第49号, アプリケーション・ノートD)

発行体に譲渡した資産の認識中止の判断	・オリジネーターによる住宅ローン債権の譲渡は、以下の(1)～(4)の全てを満たす場合に会計上有効な売却とみなされる。 (1)当該譲渡は、原資産である不動産ローンの契約条件に抵触していない。 (2)オリジネーターは、住宅ローン債権の元本部分に関する残余受益権を有しておらず、かつ、発行体^(注1)はオリジネーターに対して損失に関する正式なリコースを有していない。 (3)オリジネーターは、いかなる場合においても住宅ローン債権を買い戻す義務を負わない。 (4)譲渡の取り決めは、住宅ローン債権のリスケジュールまたは住宅ローン債権の条件の再交渉がなされた場合に、オリジネーターではなく発行体が変更された条件に従うことになっている。
発行体が譲渡人の子会社または準子会社に該当するか否かの判断	・証券化の取り決めが以下の(5)に該当しない場合、発行体はオリジネーターの子会社または準子会社である。 (5)オリジネーターは、1985年会社法に定められた条件に基づいて発行体の親会社でないことが明確であるか、あるいは、準子会社を媒介として行使される支配を通じて発行体の親会社となっていない。 ・証券化の取り決めが以下の(6)～(11)のいずれかの条件に該当しない場合、発行体の事業へのオリジネーターの関与は、発行体がオリジネーターの準子会社であることを意味する。 (6)オリジネーターは当該スキームの継続的な費用を負担してない。ただし、オリジネーターは発行体の信用力を高めるために1度限りの資金提供を行うことができる。また、オリジネーターは、発行体へ当該スキームの終了時にのみ返済するという条件の長期の劣後ローンを供与することができる。これらの項目に該当する取引はスキームの開始時に実施されなければならない。 (7)条件(6)で許容される貸付を除いて、オリジネーターは発行体に資金を提供していない。具体的には、オリジネーターは自身がサービス業務を行っている住宅ローン債権の支払遅延や不払いにより生じる資金不足をカバーするための一時的な貸付を行っていない。 (8)オリジネーターは、金利の変動が当該スキームに及ぼす影響から生じる損失を故意に負担することがない。ただし、オリジネーターは発行体との間で市場価格による金利スワップ契約を締結することはできる。住宅ローン債権の金利の変更による通常の事務処理の遅延から生じる故意ではない一時的な損失については、オリジネーターが速やかに対応するよう準備すべきである。 (9)3ヵ月以内の当初の期間を除いて、オリジネーターは、発行体に対して追加の資産を譲渡することによって住宅ローン債権のポートフォリオを補充する義務を有していない。 (10)オリジネーターは、住宅ローン債権を買い戻す（または借り換える）ためのオプションを保有していない。ただし、住宅ローン債権のポートフォリオが最大価値の10%未満となり、かつ、当該オプションは完全に履行されている住宅ローン債権のみに及ぶ場合を除く。 (11)オリジネーターは、過失が証明された場合を除いて、当該スキームの契約条項によって発行体の投資家に対するいかなる責任からも保護されている。住宅ローン債権のサービシング業務と発行体の資金調達のための取り決めは、オリジネーターに期待される商業上の行動の基準を満たすのに十分な品質と柔軟性を有している。さらに、オリジネーターは、発行体および発行体の投資家が被った損失を支援する必要性に迫られることが無いように、あらゆる合理的な予防策を講じている。

(注1) MBSの発行体であるSPEを意味する。以下同じ。

出所: 1990年公開草案第49号, paras. D10-D11.を基に作成。

〔表4〕 ローンの譲渡の認識中止に関する要件
(1990年公開草案第49号, アプリケーション・ノートE)^(注)

・ 以下の 8 要件をすべて満たす場合、譲渡人は当該ローンに関連する実質的にすべてのリスクを譲渡したものととして扱われる。
(1)当該譲渡は、原資産であるローンの契約条件に抵触していないこと。
(2)ローンの貸手は、ローン債権の元本部分に関する残余受益権を有しておらず、かつ、サブ・パーティシパント(sub-participant)はローンの貸手に対して損失に関する正式なリコースを有していない。
(3)ローンの貸手は、いかなる場合においてもローンの借り換えの義務を負わないこと。
(4)譲渡の取り決めは、ローンのリスケジュールまたはローンの条件の再交渉がなされた場合に、サブ・パーティシパントが変更された諸条件に従うことになっていること。
(5)ローンの貸手は、サブ・パーティシパントに融資をしていないこと。具体的には、貸手が管理しているローンの支払遅延や不払いにより生じる資金不足をカバーするための一時的な貸付を行っていないこと
(6)ローンの貸手は、金利の変動が当該スキームに及ぼす影響から生じる損失を意図的に負担することがないこと。金利の変更による通常の事務処理の遅延から生じる意図しない一時的な損失については、オリジネーターが速やかに対応するよう準備すべきである。
(7)3 ヶ月以内の当初の期間を除いて、ローンの貸手は、サブ・パーティシパントに対して追加の資産を譲渡することによるローン・ポートフォリオを補充する義務を有していないこと。
(8)ローンの貸手は、サブ・パーティシパントが被った損失を支援する必要に迫られることが無いように、あらゆる合理的な予防策を講じていること。

出所: 1990 年公開草案第 49 号, para. E11.を基に作成。

Ⅲ. 英国会計基準審議会による資産の認識中止に関する会計基準の設定をめぐ る検討内容

1. 「証券化の会計処理に関する提言」の考え方

1990年8月にASCに代わる英国における会計基準設定主体として発足したASBは、1991年1月23日付でASBの当初の作業計画（ASB. 1991a）を公表した。ASBは、この作業計画において、1991年第4四半期に「資産・負債の取引の実質の反映（オフバランス金融）」の基準書を発行する予定としている（ASB. 1991a. pp.2, 4）。

ただし、当初の作業計画とは異なり、ASBは、1991年10月3日付で公報第15号「証券化の会計処理に関する提言」（Bulletin No.15, *Proposal Regarding the Accounting Treatment of Securitisations*）（ASB. 1991c）（以下、1991年証券化会計草案）を公表した。この点について、1991年証券化会計草案は、ASBによるオフバランス金融に関するほぼ全ての検討内容は1990年公開草案第49号の内容を引き継いでいるものの、証券化取引については1990年公開草案第49号とは異なるため、その内容を公表し、影響を受ける関係者の代表団体と協議を行う予定であると説明している（1991年証券化会計草案, para. 2）。

1991年証券化会計草案は、証券化に関する会計処理の論点として、資産の認識中

止に関する会計基準と連結要否の判断に関する会計基準の2つの論点を取り扱っている。このうち証券化の対象資産の認識中止に関する論点について、1991年証券化会計草案は、「証券化資産に関する便益とリスクがオリジネーターから発行体に移転していることが、当該取引が売却として認識されるための要件である」としている（1991年証券化会計草案. para. 4）。

具体的には、証券化の原資産から得られるすべての便益（元本と利息）および損失を被ることとなるリスクが発行体に移転している場合には売却として会計処理し、オリジネーターが証券化の原資産のパフォーマンスを何らかの形で保証している場合（例えば、発行体がオリジネーターに対して損失に対するリコースを有している場合や、オリジネーターが劣後債や積立金を提供し、そこから損失を控除してスキーム終了時に残った残高をオリジネーターに支払う場合など）には売却は行われていないとして、借入として会計処理することを求めている（1991年証券化会計草案. para. 4）。

次に、証券化商品の発行体の連結の要否の判断について、1991年証券化会計草案は、発行体の純資産の残余便益（residual benefits）がオリジネーターに帰属する場合には、オリジネーターに対して当該発行体を連結することを求めている（1991年証券化会計草案. para. 5）。その根拠として、同草案は、連結の要否の判断にあたり、他の企業への支配と他の企業の活動から便益を得る能力の両方が必要であるとする（1991年証券化会計草案. para. 5）。その上で、同草案は、経営上の政策の重要な問題を指示することができるという通常の意味での支配では、いずれの当事者も発行体を支配しているとはいえず、このような状況では、支配を有するか否かについて、将来の便益の発生状況（それに内在するリスクを含む）を観察することによって示されるとする（1991年証券化会計草案. para. 5）。ここで、同公開草案は、連結要否の判断にあたっては、企業の総資産と総負債から生じる便益とリスクの発生率ではなく、純資産からの残余便益とリスクの発生率が重要であるとする（1991年証券化会計草案. para. 5）。そして、1991年証券化会計草案は、この提案によって実質的にすべての発行体が連結されることとなり、証券化された資産はオリジネーターの連結貸借対照表に戻されると説明する（1991年証券化会計草案. para. 5）。

このように、1991年証券化会計草案は、1988年公開草案第42号や1990年公開草案第49号と同様に、譲渡した資産の便益とリスクが他に移転していることを資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方とすることを提案している。ただし、同草案は、発行体の連結については、発行体が連結範囲に含まれない状況を列挙した1990年公開草案第49号とは異なり、意思決定機関に対する支配（通常の支配の考え方）に加えて便益とリスクの帰属という観点から判断することを提案しており、結果として発行体は資産の譲渡人であるオリジネーターの連結範囲に含まれる（譲渡人は連結財務諸表上で引き続き資産を計上し、証券化商品を負債として計上する）ことと

なるとしている。

2. 「証券化の会計処理」の考え方（結合表示の提案）

1991年証券化会計草案の公表後、ASBは、1992年6月に証券化取引の会計処理について再公開する予定であることを公表した（Accountancy, 1992b. p.10）。この背景には、1991年証券化会計草案の提案内容について、銀行をはじめ多くの企業が反対を表明したことと、英国法曹協会やICAEWも1991年証券化会計草案の提案内容に反対である旨を表明したことが挙げられる（Accountancy. 1992a. p.10, Accountancy. 1992b, p.10）。

具体的には、銀行業界は、証券化された金融商品が連結貸借対照表に表示されることによって、連結貸借対照表が弱体化し、英国の銀行は競争上不利な状況に陥る可能性があるとして懸念を示し、ICAEWは、資産および負債を貸借対照表に含めるべき事例について十分な説明がなされていないと指摘するとともに、証券化商品を貸借対照表に含めるかどうかの判断は証券化商品のみを対象として設けた特定のルールではなく、一般原則の適用から導かれるべきとする（Accountancy, 1992a. p.10）。英国法曹協会は、ASBの方法論と事実の前提のいくつかの側面について懸念があるとし、会社法の下で許容される範囲を超えていると非難した（Accountancy, 1992a. p.10）。

一方で、ほとんどの証券化商品を譲渡人の貸借対照表に表示することを提案した1991年証券化会計草案を支持する見解もあり、証券化の会計処理に関する見解は対立することとなった（ASB. 1992, p.1）。

これらの見解を踏まえて、ASBは1992年11月に2度目の草案として「証券化の会計処理」（*The Accounting Treatment of Securitisations*）（ASB. 1992）（以下、1992年証券化会計草案）を公表した⁷。1992年証券化会計草案は結合表示（linked presentation）の導入を提案するものである（1992年証券化会計草案, p.1）。1992年証券化会計草案が提案する結合表示とは、〔表7〕に示すとおりであり、同草案は、「証券化によって損失の限定がなされたこと強調するとともに、将来キャッシュ・フローの金額、時期、確実性を決定する基礎となるグロスの金額を表示するもの」と説明する（1992年証券化会計草案, p.5）。

1992年証券化会計草案は、（1）当該資金調達には、住宅ローン債権が生み出す収益（または住宅ローン債権自体の譲渡）によってのみ返済され、かつ、住宅ローン債権が生み出す資金以外に企業に対する請求権が成立する可能性が全くないこと、および、（2）証券化の取り決め等において、オリジネーターが当該資金調達の返済時に住宅

⁷ 1992年証券化会計草案は、前書に相当する部分（Press Notice No.21として2ページ分）と本文に相当する部分（13ページ分）により構成される。本書で引用したページは全て本文の部分である。

ローン債権を保持する、あるいはどのような時でも再取得できるような規定が存在しないこと、の2つの特徴がある場合にのみ結合表示の適用をしようとしている（1992年証券化会計草案, pp. 5-6）。

具体的には、1992年証券化会計草案は、結合表示の適用にあたり〔表8〕に示す6つの要件を満たすことを求めている。これらの要件は、譲渡人であるオリジネーターが引き続き晒される「発行体に譲渡した住宅ローン債権のダウンスайдのリスク」が限定的である場合にのみ結合表示の採用を認めるとするものである（1992年証券化会計草案, p. 9）。これらの要件を満たさない場合、譲渡人であるオリジネーターは、発行体に譲渡した資産を引き続き認識するとともに、受け入れた対価を負債として計上することが求められる（1992年証券化会計草案, p.6）。

結合表示の導入の提案にあたって、1992年証券化会計草案は、貸借対照表の主な目的を企業の資源とその調達に関する記述であるとする見解に基づくとするか、あるいは、貸借対照表の主な目的を企業の損失についてのエクスポージャーとその潜在的なキャッシュ・アウトを表示するという見解に基づくとするかによって、証券化取引の会計処理が異なることとなると指摘する（1992年証券化会計草案, p.3）。その上で、同草案は、これらの見解の両方を考慮しなければ証券化取引を完全に理解することは困難であることから、結合表示を採用することによって、証券化した原資産である住宅ローン債権の総額および関連する債務であるローン・ノートの総額と、これらの純額の両方を表示することとしたと説明している（1992年証券化会計草案, p.5）。

このように、1992年証券化会計草案は、これまでにASCおよびASBが提案した内容（リスクと経済価値の移転を金融資産の認識中止の基礎となる考え方として採用すること、および、発行体のリスクと経済価値は譲渡人であるオリジネーターに帰属することから発行体をオリジネーターの連結範囲に含めること）を前提としながらも、譲渡人が原資産に対して重要な経済価値を留保しているが損失に関するダウンスайдのリスクが一定額に限定されている状況においては、発行体に譲渡した資産と返還不要の受取金額をそれぞれ開示するとともに、その純額を計上するという結合表示の採用を提案している。

〔表7〕 1992年証券化会計草案が提案する結合表示の例

証券化された住宅ローン債権	
住宅ローン債権の総額	100
控除：証券化に伴う返還不要の受取金額	(95)
	5

出所: 1992 年証券化会計草案, p. 9 を基に作成。

〔表8〕 1992年証券化会計草案が提案する住宅ローン債権の証券化への
結合表示の適用条件

1.	当該資金調達、特定の住宅ローン債権のポートフォリオの資金を調達するものであり、かつ、当該住宅ローン債権を担保とするものであること。
2.	住宅ローン債権の金額から控除して表示される範囲のローン・ノートについて、ローン・ノート保有者および発行体は、明示的であるか黙示的であるかを問わず、オリジネーターに対して損失のためのいかなるリコースも有しないこと。
3.	オリジネーターの取締役が、結合表示が使用される各勘定において、損失を補填する義務はなく、かつ、その意図も有していないことを明示的に述べていること。
4.	ローン・ノート保有者と発行体は、ローン・ノート（または住宅ローン債権から控除することが提案されている部分）の返済を住宅ローン債権（または外部信用補完）により十分な資金が得られる範囲でのみ求めること、および、ローン・ノート保有者と発行体は、他のいかなる形式でもオリジネーターにリコースを求めないことについて書面で合意していること。
5.	住宅ローン債権が生み出す資金がローン・ノート保有者または発行体のその他の債権者への返済にあたり不足する場合であっても、オリジネーターの債務不履行事由とはならないこと。
6.	証券化自体またはその他の方法で、オリジネーターがローン・ノートの返済時に証券化された資産を保持する権利を有するまたは義務を負うことや、いつでも再取得できるような規定がないこと。

出所: 1992 年証券化会計草案, pp. 9-11.

3. 財務報告基準書第5号「取引の実質の報告」における資産の認識中止に関する考え方 (1) 資産の認識中止に関する原則と特別ケース

1992年証券化会計草案の公表後、ASBは、1993年2月に公表した財務報告基準公開草案第4号「取引の実質の報告」(Financial Reporting Exposure Draft (FRED) 4, *Reporting the Substance of Transactions*) (ASB. 1993) を経て、1994年4月に財務報告基準第5号「取引の実質の報告」(*Financial Reporting the Standard No.5, Reporting the Substance of Transactions*) (ASB. 1994) (以下、FRS第5号)⁸を公表した。

FRS第5号は、資産に関連するすべての重要な権利またはその他の便益へのアクセスと、資産に関連する便益に内在するリスクに対する重要なエクスポージャーの両方が他に移転した場合に、当該資産全体の認識を中止することを求めている (FRS第5号, para. 22)。このように、FRS第5号はリスクと経済価値が他に移転したか否かを資産の認識中止の原則となる考え方として採用するとともに、その対象を資産全体としている。

ただし、上記の原則とは別に、FRS第5号は、便益に対するすべての重要なリスク

⁸ FRS第5号に関する邦語文献として、秋葉(2003. pp. 54-84)を参照した。

と経済価値に重要な変化が生じたが、上記の原則の規定を満たさない場合を特別ケースであるとし、必要に応じて資産に関する表示または金額を変更し、かつ、便益を移転する義務を負債として認識することを求めている（FRS第5号, para. 23）⁹。

特別ケースについて、FRS第5号は、（1）資産¹⁰の一部分のみの譲渡、（2）資産のすべての期間の一部のみの譲渡、（3）資産すべての期間に渡るものであり、かつ、すべての資産の移転であるが、企業が便益を引き続き保持しているか、または、引き続きリスクに晒されている場合、の3つの取引を挙げ、これらの1つ以上の形式を採用場合に生じると説明する（FRS第5号, paras. 23, 70）。以下では、FRS第5号が挙げる特別ケースの内容について検討する。

（2）特別ケースの考え方

①資産の一部分のみの譲渡

FRS第5号は、「資産の一部分のみの譲渡」の単純な方法として、資産の割合が移転される場合があるとする。この例として、FRS第5号は、貸付金（利息と元本の両方を受け取る権利が含まれる）の比例持分を譲渡し、貸付金から生じるすべての将来キャッシュ・フローや損益が、譲受人と譲渡人によって一定の割合で共有される場合を挙げている（FRS第5号, para. 71）。

次いで、FRS第5号は、「資産の一部分のみの譲渡」の単純ではない方法として、資産がそれぞれ独自のリスクを有する2つ以上の別々の便益の流れに対する権利から構成されている場合を挙げている。この場合、1つ以上の便益の流れに対する全ての重要な権利と関連するリスクは移転されるが、一方で他の部分についての重要な権利は留保されるため、資産の一部分が移転されることとなると説明している（FRS第5号, para. 71）。

この例として、FRS第5号は、有利子貸付金を異なる日に支払われる2つ以上の異なるキャッシュ・フローの流れ（例えば、利息と元本）に対する権利に分離し、企業はそれらの流れのうちの1つ（例えば、元本）に対する権利のみを留保するような場合を挙げている（FRS第5号, para. 71）。FRS第5号は、これらの場合、企業は取引によって譲渡した元の資産の一部分を認識中止し、残された部分について認識を継続することを求めている（FRS第5号, para. 71）。

⁹ また、FRS第5号は、特別ケースに該当する譲渡取引について、当該譲渡取引において結果として生じる利得または損失の金額が不確実である場合に、予想される損失についてはその全ての金額の引当金を計上し、予想される利得のうち不確実な部分は次期以降に繰り延べることを求めている（FRS第5号, para. 24）。加えて、これらの金額の不確実性が財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある場合には、当該事実を財務諸表の注記で開示することを求めている（FRS第5号, para. 24）。

¹⁰ FRS第5号は、資産と負債の両方を対象とするために項目（item）と表記しているが、本論文では資産の認識中止に関連する箇所限定して検討するため、項目という表記に代えて資産と表記している。

このように、FRS第5号は、資産の一部分を他に譲渡した取引について、資産の一部分と資産の他の一部分のリスクと経済価値が比例的でない場合においても、リスクと経済価値が他に移転した一部分について、認識を中止することを求めている。

②資産のすべての期間の一部のみの譲渡

FRS第5号は、「資産の全ての期間の一部のみを譲渡する取引」において、取引後における譲渡人による便益へのアクセスと晒されているリスクの両方が、取引前と著しく異なる場合には、これまでに認識していた資産の科目や金額を変更する必要があるとしている（FRS第5号, para. 72）。

このような取引の例として、FRS第5号は、企業が不動産を売却したが、実質的に価額が減少した状態で買い戻すことに合意した場合（例えば、その資産が購入者によって耐用年数の大半を使用される場合）を挙げている（FRS第5号, para. 72）。同号は、この場合には、譲渡人である企業が保有していた元来の資産は、元来の資産からその資産に対する残余持分（residual interest）へと変化しており、さらに、譲渡人である企業は、買戻価格についての支払義務という負債を引き受けることになると説明する（FRS第5号, para. 72）。

③資産のすべての期間に渡るものであり、かつ、すべての資産の移転であるが、企業が便益を引き続き留保するか、または、引き続きリスクに晒されている場合

FRS第5号は、特別ケースの1つとして、「資産をその耐用年数の全期間に渡って譲渡するが、当該資産に関連する便益に対する重要な権利を留保するか、または、引き続きリスクに晒される取引」を挙げている（FRS第5号, para. 73）。このような取引について、同号は、支配は譲受人に移転しているものの、便益に対する重要な権利が譲渡人に留保されているか、引き続きリスクに晒され続けていることを理由として、資産全体の認識中止の条件（FRS第5号, para. 22）を満たさないこととなると説明している（FRS第5号, para. 73）。

FRS第5号は、この特別ケースに該当する取引の例の1つとして、製品保証や残価保証を付した設備売却を挙げ、通常は便益に対する重要な権利とリスク・エクスポージャーは譲受人に移転するが、譲渡人には設備の将来の性能または残価に関する義務という形で一部の重要なリスクが譲渡人に残ることになると説明する（FRS第5号, para. 73）。このような取引について、FRS第5号は、譲渡人に対して譲渡した設備を認識中止するとともに、製品保証や残価保証に関する義務を負債として計上することを求めている（FRS第5号, para. 73）。

このように、FRS第5号は、原則として譲渡人が重要なリスクと経済価値を留保している場合は認識中止を認めないことを原則とするものの、特別ケースとして挙げた

上記の状況においては、資産の全体を認識中止するとともに、企業が引き続き留保する経済価値や引き続き晒されることとなるリスクを譲渡取引によって生じた新たな権利・義務であると捉え、これらを資産および負債として計上することを求めている。

(3) 結合表示の考え方とその導入根拠

FRS第5号は、資産の認識中止に関する原則と特別ケース（資産全体の認識中止および部分的な認識中止）を規定するとともに、〔表9〕に示す一定の条件をすべて満たすノンリコース金融取引について、結合表示の適用を求めている（FRS第5号, para. 26）。同号における資産の認識中止の判断と結合表示の採用までの一連の流れは、〔図1〕に示すとおりである。

前述のとおり、ASBが結合表示の採用を提案した背景には、証券化商品の発行体を譲渡人であるオリジネーターの連結範囲に含めることを求めるとした1991年証券化会計草案に対して賛否が分かれたことが挙げられる。これを受けて、ASBは、1992年証券化会計草案において、貸借対照表の目的を企業の資源とその調達であるとする見解と、損失についてのエクスポージャーと潜在的なキャッシュ・アウトの表示とする見解の両方を考慮しなければ、証券化取引を完全に理解することは困難であるとして結合表示の採用を提案した。

ASBがFRS第5号において結合表示を採用した根拠について、Paterson (1993. p.17, 邦訳, p.20) は、「銀行業界からの強い要請を受けて考案されたもの」と説明し、Hopwood and Vieten (1999. p. 360) は、「銀行界の競争上の不利益に関する主張は、ASBにとって妥協点を探るのに十分な重みを持っていた」と指摘する。また、Motyl (1992a. p.11) は、結合表示は「証券化を通常の商習慣と考える銀行と、証券化を『現代会計最大の悪 (the biggest evil in modern accounting)』と考えるその他大勢の者の両方を満足させるために考案されたもの」と説明し、Jeffrey (2002. p.334) は、「証券化市場を支援するための妥協案」とであると指摘している。

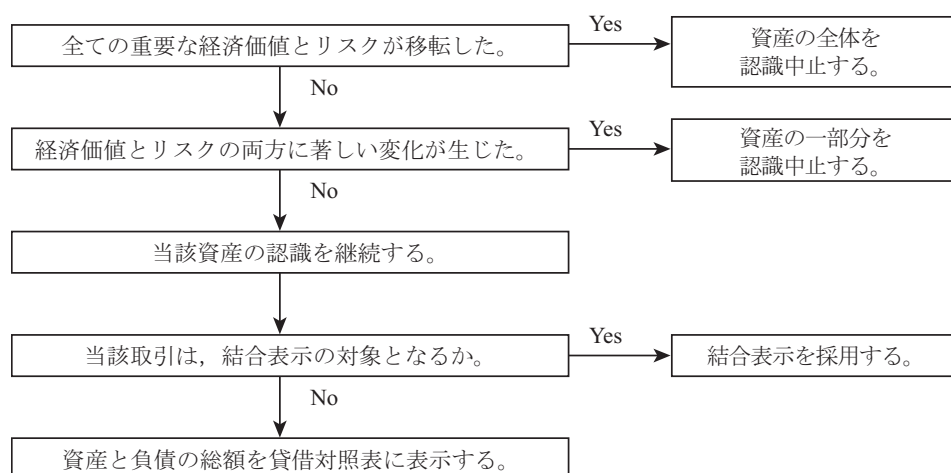
このように、ASBは、1991年証券化会計草案への賛否が対立した結果、リスクと経済価値の移転を資産の認識中止の基礎となる考え方として採用し、かつ、証券化商品の発行体のリスクと経済価値は譲渡人であるオリジネーターに帰属することから発行体をオリジネーターの連結範囲に含めることを求めるものの、一定の要件を満たす証券化取引については結合表示を採用するという妥協案の導入を図ったのである。

〔表9〕FRS第5号における結合表示の適用条件

1.	当該資金調達、資金を提供した特定の項目から生じた収入（または項目自体の譲渡）によってのみ返済がなされ、その項目（または項目自体）から生じた資金以外に企業に対する請求権が成立する可能性が全くない。
2.	当該資金調達の返済時に、企業が当該項目を維持することができる規定や、いつでも当該項目を再取得することができる規定がない。
以下の(1)～(6)のすべての条件を満たしている。	
(1)当該資金調達は、特定の項目（または類似の項目のポートフォリオ）に関連するものであり、当該項目がローン債権の場合には当該ローン債権のみを担保とし、企業の他の資産を担保としない。	
(2)資金提供者は、企業の他の資産に対して、明示的にも黙示的にもリコースを有さず、企業は資金提供者への支払い義務を負わない。	
(3)企業の取締役は、結合表示が用いられている各財務諸表において、企業がいかなる損失についても支援する義務はなく、またその意図もないことを明示的に述べている。	
3.	(4)資金提供者は、資金提供をした特定の項目によって十分な資金が生み出される範囲でのみ元本と利息の両方について返済を求めること、および、他のいかなる形態でもリコースを求めることがないことを書面で同意しており、結合表示が用いられている各財務諸表においてこれらの合意が記載されている。
(5)当該項目から生み出された資金が資金提供者への返済に不十分な場合であっても、企業の債務不履行の事由とはならない。	
(6)当該資金調達の取り決めまたはその他の方法で、企業が当該資金調達の返済時に項目を維持する権利または義務を有する、あるいは、いつでも再取得する権利または義務を有するという規定がない。	

出所: FRS 第 5 号, paras. 26-27.

〔図1〕FRS第5号における資産の認識中止の判断と結合表示の採用までのフロー



出所: Davis, Paterson and Wilson. 1997. p. 932, *Summary of derecognition tests* を基に作成。

V. おわりに

本論文では、ASCおよびASBが資産の認識中止の基礎となる考え方としてリスクと経済価値の移転を提案ないし採用した経緯とその根拠について検討した。

ASCは、資産の認識中止に関する検討を開始した当初の時点より、経済価値の帰属と資産の経済価値への他者のアクセスを制限できることにより資産を認識することとし、これに対応して、リスクと経済価値の移転を資産の認識中止の基礎となる考え方とすることを提案した。その後、ASBはこの提案を踏襲してFRS第5号を公表した。すなわち、ASCおよびASBは、資産の認識の要件を基に、リスクと経済価値の移転を資産の認識中止の基礎となる考え方として提案ないし採用したのである。

次に、ASBが結合表示の採用を提案した背景には、証券化商品の発行体を譲渡人であるオリジネーターの連結範囲に含めることを求めるとした1991年証券化会計草案に対して賛否が分かれたことが挙げられる。これを受けて、ASBは、1992年証券化会計草案において、貸借対照表の目的を企業の資源とその調達であるとする見解と、損失についてのエクスポージャーと潜在的なキャッシュ・アウトの表示とする見解の両方を考慮しなければ、証券化取引を完全に理解することは困難であるとして、認識中止の要件を満たさない場合であっても一定の要件を満たす場合には結合表示を適用することを提案し、これをFRS第5号において正式に採用した。すなわち、ASBは、証券化取引を念頭に置いて、資産の譲渡取引が認識中止を満たさない場合であっても一定の要件を満たす場合には、貸借対照表上、譲渡した資産から受け入れた負債（対価）を控除して表記するという妥協案の導入を図ったのである。

参考文献一覧

- Accountancy. 1985. Working Party to Tackle Artificial Schemes, *Accountancy*, (October, 1985). p.4.
- Accountancy. 1991. First Standard Warmly Welcome, *Accountancy*, (November, 1991), p.10.
- Accountancy. 1992a. ASB Faces Revolt Over Securitisations, *Accountancy*, (January, 1992), p.10.
- Accountancy. 1992b. Second Putting for Condemned ED, *Accountancy*, (June, 1992), p.10.
- Accounting Standards Board (ASB). 1991a. ASB Press Notice No.1, *Accounting Standards Board Announces Its 1991 Work Programme*, (January 23, 1991).
- Accounting Standards Board (ASB). 1991b. Statement of Aims, *Accountancy*, (September, 1991), pp.105-106.
- Accounting Standards Board (ASB). 1991c. ASB Bulletin No.15, *Proposals Regarding the Accounting Treatment of Securitisation*, (October 3, 1991).
- Accounting Standards Board (ASB). 1992a. Discussion Draft, Statement of Principles

- Chapter 4, *The Recognition of items in Financial Statements*, (July, 1992).
- Accounting Standards Board. 1992b. ASB Press Notice No.21, *The Accounting Treatment of Securitisations*, (November, 1992).
- Accounting Standards Board (ASB). 1993. Financial Reporting Exposure Draft (FRED) 4, *Reporting the Substance of Transactions*, (February, 1993). (後藤宏行訳. 1997. 「FRED4『取引実質の報告』」『簿外金融』サンメッセ, pp.135-252).
- Accounting Standards Board (ASB). 1994. Financial Reporting Standard No.5, *Reporting The Substance of Transactions*, (April, 1994).
- Accounting Standards Committee (ASC). 1983. *Review of the Standard Setting Process*.
- Accounting Standards Committee (ASC). 1987a. ASC Tackles Off-Balance Sheet Finance, *ASC Report*, (1), p.1.
- Accounting Standards Committee (ASC). 1987b. *Point Outline of Explanatory Note on Assets and Liabilities*, (August 11, 1987), in ASC Archive, File: 12-100-108, Reference: GB 133/ASC/1/42/3/, Dates of Creation: June 1987-December 1987.
- Accounting Standards Committee (ASC). 1987c. Draft 25. 9. 87, *Asset and Liabilities*, in ASC Archive, File: 12-100-108, Reference: GB 133/ASC/1/42/3/, Dates of Creation: June 1987-December 1987.
- Accounting Standards Committee (ASC). 1987d. Draft 9. 12. 87, *Accounting for Special Purpose Transaction*, (December 9, 1987), in ASC Archive, File: 12-100-108, Reference: GB 133/ASC/1/42/3/, Dates of Creation: June 1987-December 1987.
- Accounting Standards Committee (ASC). 1987e. *Report to the ASC by The Working Group Party on Off-balance Sheet Finance*, in ASC Archive, File: 12-100-108, Reference: GB 133/ASC/1/42/3/, Dates of Creation: June 1987-December 1987.
- Accounting Standards Committee (ASC). 1988a. Off-Balance Sheet Finance, *ASC Report*, (2), p.1.
- Accounting Standards Committee (ASC). 1988b. Proposed Statement of Standard Accounting Practice, ED42, *Accounting for Special Purpose Transactions*, (March, 1988).
- Accounting Standards Committee (ASC). 1990. Proposed Statement of Standard Accounting Practice, ED49, *Reflecting the Substance of Transaction in Asset and Liabilities*, (May, 1990).
- Bank of England (BoE). 1989. *Loan Transfers and Securitisation*, (February, 1989). (若林泰伸訳. 1998. 「ローン債権の譲渡およびセキュリタイゼーション」日本資産流動化研究所『英国の金融サービス法と資産流動化に関する調査研究』産業研究所, pp.122-142).
- Davis, M., R. Paterson, and A. Wilson. 1997. *UK GAAP: Generally Accepted Accounting Practice in the United Kingdom (5th edition)*, Palgrave Macmillan.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW). 1985. Technical Release 603, *Off Balance Sheet Finance and Window Dressing*.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989c. *Framework for the Preparation and Presentation on Financial Statements*, (July, 1989). (企業会計基準委員会・財団法人財務会計基準機構監訳. 2010. 「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」『国際財務報告基準 (IFRS) 2010』中央経済社, pp.B1529-B1550).
- Jeffrey, P. C. 2002. International Harmonization of Accounting Standards, and The Question of Off-Balance Sheet Treatment, *Duke Journal of Comparative & International Law*, 12(2), pp.341-351.
- Motyl, K. 1992. ASB Takes a Firm Stand on Securitised Loans, *Accountancy Age*,

- (November 26, 1992), p.11.
- Paterson, R. 1993. *Off Balance Sheet Finance*. Palgrave Macmillan UK. (後藤宏行訳. 1997. 『簿外金融』サンメッセ).
- Pong, C. K. M. 1999. Jurisdictional Contests Between Accountants and Lawyers: The Case of Off-Balance Sheet Finance 1985-1990, *Accounting History*, 4(1), pp.7-29.
- Rutherford, B. A. 2007. *Financial Reporting in the UK: A History of the Accounting Standards Committee, 1969-1990*, Routledge.
- 秋葉賢一. 2003. 「英国の会計基準」日本資産流動化研究所編『平成14年度 資産流動化と投資家保護に関する調査報告書 第2分冊 海外の資産流動化に関する調査研究委員会報告書—会計編』第3章, pp.54-84.
- 企業財務制度研究会. 1994. 『英国における会計制度と関係法令 (諸外国における企業会計制度と関係法令等実態調査; No.2)』企業財務制度研究会.
- 田中建二. 1991. 『オフバランス取引の会計』同文館出版.
- 田中弘. 1993. 『イギリスの会計制度—わが国会計制度との比較検討—』中央経済社.
- 辻峰男. 1993. 「会計調和化論からみるオフ・バランスシート取引の会計—ED49による金融商品の貸借対照表能力を中心として」『六甲台論集社会科学系』40(1), pp.15-30.
- 辻峰男. 1994. 「オフ・バランスシート取引の会計にみる調和化とイギリスの基準設定機関」『六甲台論集社会科学系』41(1), pp.25-43.

付記：本研究は、科研費（基盤研究（C））「金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠の研究」の助成を受けたものである（JSPS科研費 21K01798, 研究代表者：威知謙豪）。